

平成 25 年度 認可保育所に入所する乳幼児を募集します

11月1日から受付開始

市では、来年度の認可保育所への入所希望を下記の通り受け付けます。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 市こども課(福間庁舎) ☎43・8124

入所条件

入所する乳幼児と同居する保護者・親族などが、次のいずれかの理由で乳幼児の世話をすることができない状況にある場合。

- ①昼間に居宅外で1日5～6時間(週25時間以上)労働することを常態としている
 - ②昼間に居宅内で1日5～6時間(週25時間以上)当該乳幼児と離れて、日常の家事以外で労働することを常態としている
 - ③妊娠中か出産後間もない(原則として産前2カ月、産後3カ月)
 - ④疾病や負傷、心身に障害を持っている
 - ⑤長期にわたり疾病の状態にあるか、心身に障害を有する同居の親族を常時介護している
 - ⑥地震、風水害、火災などの災害の復旧に当たっている
 - ⑦市長が特に必要と認めた場合
- ※復職のための慣らし保育は、復職する月の前月からが入所対象になります。ただし、復職日が15日以降の場合は、復職する月からが入所対象になります。

対象年齢

生後3カ月(津屋崎保育園は6カ月)以上の乳幼児

※入所条件を満たしていても保育所の定員に余裕がないときなどは、入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。

保育実施期間

月～土曜日の7:00～18:00(延長保育は19:00まで)

※日曜日・祝日、12月29日～翌年1月3日は休みです。

保育料

保育料は市保育料徴収規則で定める額(平成25年3月末ごろ決定予定)で、納期限は毎月末です。口座振替でお支払いください。やむを得ない場合のみ納付書での支払いも可能です。

申込期間

11月1日(木)～11月30日(金)

申込場所

入所を希望する保育所。ただし、双葉保育園(仮称)は、福間保育所に提出してください。

提出書類

所定の申込用紙に必要書類を添付して申し込みください。用紙は各保育所と市こども課(福間庁舎)にあります。

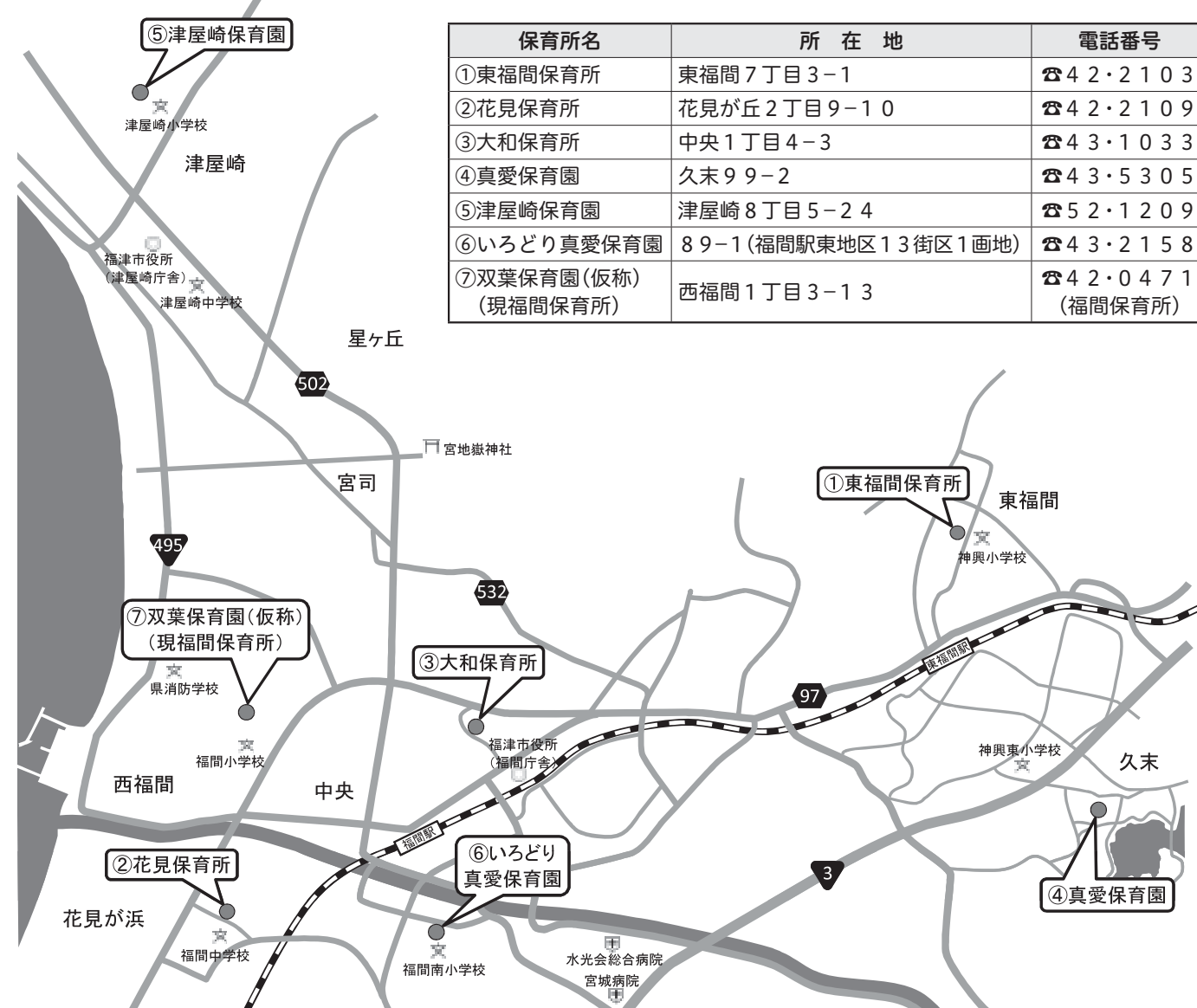
- ①申込書(第1希望通りに入所できない場合がありますので、必ず第2・第3希望も記入してください)
 - ②両親、65歳未満の祖父母などが自宅で保育できないことを証明するもの(例:勤務証明・通院証明・母子手帳の写しなど)
 - ③口座振替申込書(以前に保育料の口座振替を利用したことがある人は必要ありません)
- ※保育料の算定資料となる書類(平成24年分源泉徴収票、確定申告をする場合は申告書のコピー)は1月以降に提出をお願いします。平成24年1月2日以降に転入した人は、平成24年度分市町村民税が確認できる書類が必要な場合があります(この場合は後日通知します)。

面接調査

新規入所希望者や転園希望者、特別の事情がある更新入所希望者などは、面接調査を行う場合があります。

市内保育所所在地

※保育所の見学は自由ですが、事前に各保育所へ連絡ください。



公立福間保育所は平成24年度末で閉所し、社会福祉法人進知会双葉保育園(仮称)へ運営を移管します。

双葉保育園(仮称) 太田温代園長からの一言

市立保育所の民営化に伴い、50年近くもの長い歴史がある福間保育所の運営に携わることへの責任の重大さに、身の引き締まる思いです。

福間保育所の伝統や、育んでこられた思いを丁寧に引き継ぎながら、『集う人々の心と心を繋ぎ、そしてそこで遊ぶ子どもたちが感動を覚える』そのような保育施設を子どもたちや保護者の皆さま、地域のかたがたと一緒に創っていききたいと思います。

なお、現在の双葉保育園は、今後も皆さまの期待に応えられるようご指導いただきながら、引き続き運営してまいります。



市立保育所の臨時保育士を随時募集中です！

- ▶**応募資格** 保育士証の交付を受けている人(在学中の人は除く)。
なお、臨時職員は、正規の職員として採用されることはありません。
- ▶**採用方法** 随時登録し、必要に応じて採用します。
- ▶**雇用形態** ①毎日勤務 ②月11日以内勤務
- ▶**賃金** 6,900円(日額)
- ▶**必要な物** 印鑑、写真1枚(縦4cm×横3cm、6カ月以内撮影)、保育士証のコピー
※申込書(履歴書)は市こども課(福間庁舎)に準備しています。詳しくは、問い合わせください。